○厚生労働省告示第九十一号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表4から6まで及び18の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱの一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表第一から別表第六までを次のように改める。

別表第一

基礎係数	1.1351

	都道府県	病院	暫定調整係数	機能評価係数Ⅱ
10001	北海道	札幌医科大学附属病院	0.0792	0.0378
10002	北海道	北海道大学病院	0.0637	0.0442
10003	北海道	旭川医科大学病院	0.0599	0.0548
10004	青森	弘前大学医学部附属病院	0.0539	0.0456
10005	岩手	岩手医科大学附属病院	0.0481	0.0503
10006	宮城	東北大学病院	0.0152	0.0493
10007	秋田	秋田大学医学部附属病院	0.0389	0.0397
10008	山形	国立大学法人山形大学医学部附属病院	0.0337	0.0339
10009	福島	公立大学法人福島県立医科大学附属病院	0.0365	0.0458
10010	茨城	筑波大学附属病院	0.0288	0.0439
10011	栃木	自治医科大学附属病院	0.0365	0.0563
10012	栃木	獨協医科大学病院	0.0512	0.0490
10013	群馬	国立大学法人群馬大学医学部附属病院	0.0335	0.0445
10014	埼玉	埼玉医科大学病院	0.0395	0.0501
10015	埼玉	防衛医科大学校病院	0.0088	0.0349
10016	千葉	千葉大学医学部附属病院	0.0385	0.0425
10017	東京	東京慈恵会医科大学附属病院	0.0483	0.0353
10018	東京	東京医科大学病院	0.0748	0.0402
10019	東京	東京女子医科大学病院	0.0820	0.0468
10020	東京	慶應義塾大学病院	0.0747	0.0392
10021	東京	日本医科大学付属病院	0.1141	0.0492
10022	東京	順天堂大学医学部附属順天堂医院	0.0563	0.0328
10023	東京	昭和大学病院	0.0759	0.0447
10024	東京	東邦大学医療センター大森病院	0.0962	0.0530
10025	東京	日本大学医学部附属板橋病院	0.0719	0.0468
10026	東京	帝京大学医学部附属病院	0.0414	0.0427
10027	東京	杏林大学医学部付属病院	0.0504	0.0511
10028	東京	東京医科歯科大学医学部附属病院	0.0402	0.0468
10029	東京	東京大学医学部附属病院	0.0431	0.0414
10030	神奈川	公立大学法人　横浜市立大学附属病院	0.0378	0.0550
10031	神奈川	北里大学病院	0.0803	0.0441
10032	神奈川	東海大学医学部付属病院	0.0860	0.0557
10033	神奈川	聖マリアンナ医科大学病院	0.0596	0.0509
10034	新潟	新潟大学医歯学総合病院	0.0249	0.0376
10035	富山	国立大学法人富山大学附属病院	0.0291	0.0372
10036	石川	金沢医科大学病院	0.0656	0.0341
10037	石川	金沢大学附属病院	0.0579	0.0339
10038	福井	福井大学医学部附属病院	0.0585	0.0411
10039	山梨	山梨大学医学部附属病院	0.0252	0.0431
10040	長野	国立大学法人　信州大学医学部附属病院	0.0229	0.0437
10041	岐阜	国立大学法人岐阜大学医学部附属病院	0.0540	0.0409
10042	静岡	浜松医科大学医学部附属病院	0.0321	0.0432
10043	愛知	名古屋市立大学病院	0.0306	0.0399